

# 委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

## 1. 視察概要

委員会名	産業常任委員会
委員名	佐藤弘樹、早坂 憂、山口 壽、木村和彦、横山悦子、山村康治、木内知子
日時	平成30年10月22日(月)～平成30年10月24日(水)
視察先	1. 静岡県掛川市 2. 滋賀県甲賀市 3. 愛知県津島市
出席者 (説明者)	1. 掛川市お茶振興課 後藤参事、本間主査 2. 甲賀市産業経済部観光企画推進課 吉川課長 3. 津島市建設産業課 横井課長、原田補佐

## 2. 視察内容

視察項目	1. 世界農業遺産認定に係る関連施策について(静岡県掛川市) 2. 日本遺産を活用した観光振興について(滋賀県甲賀市) 3. 企業立地、企業誘致について(愛知県津島市)
視察内容	<p>1. 世界農業遺産認定に係る関連施策について(静岡県掛川市)</p> <p>掛川市は、平成 17 年に旧掛川市、旧大東町、旧大須賀町の1市2町が合併して現在の掛川市となっており、静岡県の西部に位置し、県の二大都市である静岡市と浜松市の間に位置しています。面積は 265.65 平方キロメートルであり、東西約 15 キロメートル、南北約 30 キロメートルと、南北に細長い形をしています。</p> <p>JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、国道1号が横断する広域交通の要衝となっており、人口は 11 万人を超え、製造出荷額は1兆円を超える県内屈指の商工都市として成長を続けています。</p> <p>掛川市の観光においては、江戸時代に天守閣の美しさから東海の名城とうたわれ、山内一豊公が 10 年間城主として在城した掛川城があり、掛川茶とあわせて、観光の中心を担っています。</p> <p>調査の詳細について御報告いたします。</p> <p>掛川市を中心とする4市1町の地域で、「静岡の茶草場農法」が平成 25 年に世界農業遺産に認定され、423 ヘクタールの茶草場が確認されています。</p> <p>茶草場は、通常茶栽培に加え、茶園の畝間にススキを主とする草の仮敷きを行う伝統的農法であり、効果として、茶園土壌の保湿及び保温、雑草の抑制、大雨時の土壌の流出防止、土中の微生物やミミズ等の繁殖により肥沃な土壌になること、茶草がやがて分解され、堆肥として利用できること等があります。これらの効果が良質な茶の生産につながり、伝統的に栽培が続けられてきております。ほかの効果としては、絶滅危惧種を含む 300 種類以上の草地性植物が存在し、固有種の保護にも大きな役割を果たしており、</p>

高品質な茶の生産と生物多様性の保全を両立させている世界的にも希少な事例となっています。

世界農業遺産認定による経済効果としては、掛川市お茶振興課担当職員からの説明によると、お茶の消費は確実に増えており、それは茶草場農法実践者認定制度として茶園経営面積に対する茶草場の管理面積に応じ、生物多様性保全貢献度として3ランクの認定制度を設け、認定表示をお茶のパッケージに貼る仕組みを設けたことも影響しているのではないかと考えているとのことでありました。

掛川市お茶振興課の配慮もあり、茶草場の現地も視察させていただく中で、茶草場の近くでお茶の販売を行っている「東山いっぷく処」、平成30年10月に開店した「SHOW TIME」にもお伺いをさせていただき、店内で掛川市お茶振興課職員及び店主から説明をいただきました。

「SHOW TIME」では、たばこをもじった「CHABACCO(ちゃばこ)」という商品を開発し、販売しており、ペットボトルの水にこの商品の粉を入れると、即席で掛川茶が飲めるものとなっています。

販売の方法についても、たばこの自動販売機と同じようなデザインでの自動販売で、「CHABACCO」のパッケージもたばこ同様のデザインとなっているなど、ブランド化を活用した楽しめるアイデア商品の開発、販売を行っていました。

## 2. 日本遺産を活用した観光振興について(滋賀県甲賀市)

甲賀市は、平成16年に旧水口町、旧土山町、旧甲賀町、旧甲南町、旧信楽町の5町が合併し、誕生しました。人口は約9万3,000人で、滋賀県の東南部に位置しています。東西に43.8キロメートル、南北に26.8キロメートル、面積は481.62平方キロメートルであり、面積の約8割が森林と農地という自然が豊かな都市であります。

奈良時代には聖武天皇によって紫香楽宮が造成され、江戸時代には城下町や宿場町として栄え、さまざまな歴史資源にも恵まれています。

調査の詳細について御報告いたします。

甲賀市の日本遺産を活用した観光振興については、平成29年4月に、甲賀流忍者が「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」として、信楽焼が「きっと恋する六古窯～日本生まれ日本育ちのやきもの産地～」として、日本遺産にダブル認定されています。

日本遺産に認定されたことに伴い、市内に点在している観光資源や文化財を積極的に活用し、市外からの誘客につなげるため、平成30年4月に観光担当の所管課である産業経済部観光企画推進課内の機構改革を実施し、また県や市の垣根を越え、伊賀市と合同で「忍びの里伊賀甲賀忍者協議会」を設立し、観光振興への体制を構築しています。

甲賀市の観光の強みとしては、忍者、信楽焼、東海道という明確な観光資源を持っており、そして歴史的遺産と豊かな自然を有していることが挙げられます。また、京都から

30分、大阪から60分、名古屋から60分で移動できるという交通環境が整っていることも利点となっています。

甲賀市においては、地域住民が誇りに感じる事がシティープロモーションの第一歩と考え、観光振興を展開しています。

外国人の9割以上が知っている忍者(NINJA)を第一のコンテンツとして観光振興を実施していますが、問題点として、忍者、イコール、ジャパンとしてテレビやアニメを通じて世界的にも広く知れ渡ってしまっていることがあります。甲賀市としては、伊賀・甲賀は忍者の発祥の地として知られており、その代表格とされてきたことから、リアル忍者(本物)として誘客を図り、差別化を図りたいと考えています。また、信楽焼も世界的に有名であるため、忍者だけではなく持っている観光資源をトータルとして活用し、観光振興を進めたいという意向を持っています。

具体的な取り組みとしては、国の助成を活用してのマーケティング調査や観光案内板の設置、外国人おもてなし講座等の開催、忍者ガイド育成を行う等の魅力発信事業の展開を行っています。

今後は、第2次甲賀市観光振興計画に基づき、2020年を見据えて忍者を核とした観光拠点施設の整備、パラリンピックにおけるシンガポールのホストタウンとして予定されていることによるその機会を活用してのPR、ジェットロと協力しての海外販路開拓、東京日本橋のアンテナショップを利用した物販の対応を予定しています。

### 3. 企業立地、企業誘致について(愛知県津島市)

津島市は、愛知県の西部に位置し、名古屋市から西に約16キロメートル、名古屋鉄道を利用すると名古屋市から約20分で移動できる距離にある人口約6万4,000人の都市で、ベッドタウン的な性格を有しています。面積は25.09平方キロメートルで、山岳丘陵がなく平坦地であり、市域のほとんどが海拔0メートル以下の低地であります。

津島市の観光に関しては、西暦540年に創建され、全国3,000社の天王信仰の総本社である津島神社があります。また、日本三大川祭の一つで、ユネスコ無形文化遺産に登録された尾張津島天王祭は、全国の数ある夏祭りの中でも最も華麗なものと言われており、津島神社の祭礼として600年近くの伝統を誇り、織田信長公も見物した記録があります。加えて、尾張津島天王祭の車楽船(だんじりぶね)行事は国の重要無形文化財に指定されています。

調査の詳細について御報告いたします。

津島市の企業立地、企業誘致については、津島市企業誘致基本計画に基づき進められています。

現状としては、事業所数は減少しており、10年前と比べて約7割となっています。業種構造は、はん用、生産用、業務用機械、一般用機械が31事業所、金属製品が27事業所、繊維が19事業所という状況ですが、津島市で伝統的に盛んであった繊維について

は、10年前と比べて3分の1の規模に減少しています。

企業立地、企業誘致を進めるに当たっては、津島市は商業、サービス業で発展してきた都市ですが、「ものづくり王国・愛知」の名古屋近郊であるという恵まれた立地条件を生かし、製造業にターゲットを定めています。市として企業誘致に取り組んだのは県内でも遅いほうではあるとのことですが、立地に対して地価が安い場所も多く、名古屋市内から移転した企業からは取引先との関係や、既存従業員の通勤面などから、操業地として高い評価を得ているという利点があります。そのような状況の中で、都市計画法第34条第12号の規定を活かし、市として条例を整備し、企業立地、企業誘致を進めている状況です。

優遇制度としては、企業立地促進補助金を設け、固定資産税を最初に課すことになった年度から3年間における各年度の固定資産税納付額(土地を除く)の50%に相当する額を、当該年度の翌年度に限度額なしで交付する等の補助を設けています。また、緑地規制の緩和についても、最低限の設定としているとのことでした。

庁内の推進体制としては、所管課である建設産業部産業振興課に課長補佐クラスの職員を1人担当として配置し、その1人に全て集約し、進める体制をとっています。

1人担当のメリットとしては、ワンストップサービスとなることが最大の利点と捉えていました。全ての情報等が集約されることでスピーディーな対応が可能であり、庁内での調整が大変な面はあるもののスムーズに進むとのことでした。また、企業側の情報漏洩には最大限の配慮をしなければならず、機密事項に触れる機会も多いので、企業側の立場からも情報の漏洩が最小限で済むというメリットがあります。

建設産業部産業振興課の担当職員からは、企業立地、企業誘致を進める上で企業側が最も欲しい情報は、場所、土地がいつ手に入るのかという、所得の可能性や確実性であり、これらの情報について、時期を含めて明確に提示できることが最も重要であると考えているとのことでありました。

## 考 察

1. 大崎市としても、大崎地域世界農業遺産推進協議会、アクションプラン推進会議において世界農業遺産のブランド化を活用したフィールドミュージアム構想、認証制度等の取り組みを行っておりますが、特にブランド化の活用という視点においては、非常に参考となる取り組みでありました。

2. 大崎市としても、世界農業遺産認定に伴い注目度が高まり、観光分野への波及も大きいと思われる状況の中で、甲賀市の取り組みは大変参考となる取り組みでありました。

あわせて、甲賀市での視察の冒頭に、BS-TBSにおいて制作した日本遺産認定に伴って放送された忍者の番組映像を流していただきましたが、映像制作の専門家であるテレビ局が制作しただけあり、忍者の魅力がわかりやすく伝えられており、映像で周知できる部分の大きさも実感いたしました。

3. 都市計画法第34条第12号の規定に基づく企業立地、企業誘致については、宮城県

では行っていない状況であり、大崎市とは地域的な条件や手法などは異なる部分も多いものの、進め方など参考にできることも多いと考えます。

以上